

## 懲罰特別委員長報告

懲罰特別委員会委員長 三 津 良 裕

懲罰特別委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託になりました案件は、「議員平塚保二君に対する懲罰の件」であります。

当委員会は去る6月15日、18日、25日～27日の5日間にわたり委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議員平塚保二君に陳謝の懲罰を科すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、6月15日の委員会においては、懲罰動議の提出者4名のうち、松浦富子議員に委員外議員として、提出理由の説明を許可しました。

その内容は、「地方自治法第133条により侮辱を受けた議員は、議会に訴えて処分を求めることが出来るとしていることから、地方自治法第135条第1項第2号に規定する公開の議場における次の処分を求めることであり、1つ目は、平塚議員の自分に対する侮辱発言の取り消しをすることを表明すること。2つ目は、自らの不見識及び不勉強を表明すること。3つ目は、地方自治法第135条第1項第2号のとおり、陳謝すること。」でありました。委員からは、平塚保二議員の質問のどの部分で侮辱されたと思ったのかという質疑がありました。未定稿の会議録を配付しておりましたので、松浦富子議員からは、口答で侮辱を感じる部分についての説明がありました。

また、さらに一番侮辱を受けたと感じる部分についての質疑がありました。松浦富子議員からは、一般質問の場という、質問者以外は議員としての発言ができないような場にいる自分に対して、意見を言い、侮辱を感じるような発言をすることが出来るという法的根拠はどこにあるのかという部分であるとの説明がありました。

次に、委員外議員として、平塚保二議員に一身上の弁明を許可しました。

平塚保二議員からは、本会議で主張したように、自分は事実に基づいた発言をしたのであり、提出者である議員諸氏を誹謗中傷したとか、屈辱を与えたというのであれば、誠に心外きわまりないとのことでありました。

委員からは、市政に対する一般質問の中で、答弁の機会のない議員に対して、質問をするということについての認識についての質疑がありました。平塚保二議員からは、解釈がさまざまであり、そのことについては、決して悪いとは思っていないとの答弁がありました。

そのほか、平塚議員の質問の中で、複数の議員への質問ともとれる部分について、誰に質問したのかとの質疑については、公明党に対して発言したとの答弁がありました。また委員からは、議場での発言は、市長と市民との議論と思っており、平塚議員もそのつもりであり、市民の意見を代弁しているような気がするのであるが、その点についてどう考えるかとの質疑に対しては、そのとおりであるとの答弁がありました。

次に、6月27日に、委員からの意見、討論、採決を行いました。

委員からは、議会の一般質問の中で、許される範囲を逸脱したルール上の問題から発生しており、今回のように個人や公的な団体に質問が及んだことには誤りがあったのではないかとの意見がありました。

また、そのことを認識するべきであり、今後のことも考え、きちんと対処すべき問題であるとの意見がありました。

また、議員には、一般質問の場では、反論出来ないのも、自由な質問は出来ないけれど、自分の考えと比較しながら喚起を促したり、比較検討しながら市長に質問しているので、100パーセント侮辱したものでなければ、問題ないとする意見もありました。

また、今後の事も踏まえ、ルール上、出来ない質問や対象については、今回、精査し、対処するべきであるという意見がありました。

さらに、今後、懲罰特別委員会が開かれることのないように、ルールに沿って議会及び委員会において、節度ある発言をする必要性について指摘しました。

次に、採決については、2回に分けて行い、まず懲罰を科すべきか否かをはかりました。懲罰を科すべきか否かの採決においては、賛成多数で懲罰を科すべきと可決しました。

次に、どのような懲罰を科すかの審議を行いました。まず、懲罰の種類について事務局に説明を求めたあと、委員間で意見の交換を行いました。

委員からは、鳴門市議会において、懲罰動議による懲罰を科すことは初めてのことで、先例を作ってしまうことになるということを十分にふまえるべきであるとの意見がありました。

また、一番軽い戒告処分とするべきとの意見と、直接本人から口頭で自身の発言についての謝罪を求めるべきであるので、陳謝にすべきとの意見がありました。

委員会では、まず陳謝の懲罰を科すことについて、採決した結果、賛成多数で可決しました。

次に、正副委員長において、陳謝文案を作成し、採決の結果、賛成多数で可決しました。

陳謝文案については、以下のとおりであります。

「6月11日の一般質問中、私の発言において「もっと勉強して下さい」、「議員としての資質に欠けている」、「もう一度勉強されて」の言葉を用いましたことは、一般質問として不適切であったことを認めます。まことに申しわけございませんでした。誠意をもって陳謝いたします。」

以上が当委員会の審査概要であります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。